

岩手県庁県民室運營業務及び県政提言等対応業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、「岩手県庁県民室運營業務及び県政提言等対応業務」の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別記1「岩手県庁県民室運營業務及び県政提言等対応業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を下記の委託金額及び委託期間をもって乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、委託業務の実施にあたっては、仕様書に従い、これを誠実に履行しなければならない。

3 委託業務の実施場所

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁1階県民室及び3階政策企画部広聴広報課

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 委託金額

円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

（契約保証金）

第2条 契約保証金 円

（実施に関する指示）

第3条 甲は、委託業務の実施に関し、甲の職員をして乙の履行状況を監督させ、又は必要な事項について指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（法令上の責任）

第4条 乙は、委託業務の履行について、法律上事業者としてのすべての責任を負うものとする。

2 乙は、使用人である業務従事者に対し、労働基準法及びその他の労働関係法令上、使用者としてのすべての責任を負うものとする。

（権利の譲渡）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令

第 350 号) 第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 38 条第 2 項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生じるものとする。

（再委託等の禁止）

第 6 条 乙は、委託業務の全部、又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たものについては、この限りでない。

（委託業務内容の変更等）

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

- 2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

（委託業務実施上の損害の帰属）

第 8 条 乙は、委託業務の実施にあたり、甲に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。また、第三者に損害を及ぼしたときも同様とする。ただし、これらの場合において、その損害の原因が甲の責めに帰すべき事由によるとき、天災、火災、盗難その他不可抗力によるもの、又は乙が契約に基づき善良な業務の遂行を怠らなかつたと甲が認めるときは、この限りでない。

（調査等）

第 9 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、又は報告を求めることができるほか、乙が委託業務を遂行する場所等に立ち入ることができるものとする。

- 2 甲は、前項に規定する調査、報告、立ち入りの結果、委託業務の遂行について改善が必要と認められた時は、乙に対し必要な指示をすることができる。

（委託業務の完了報告）

第 10 条 乙は、毎月委託業務を完了したときは、その実績に基づき速やかに業務月報（別紙様式）を甲に提出し、その完了確認を受けなければならない。

（委託料の支払）

第 11 条 乙は、前条の規定による委託業務の完了確認を受けた後、年額の委託料の 12 分の 1 の額を書面により甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求書を受理した場合は、その日から起算して 30 日以内（以下「約定期間」という）に委託料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い額に対して年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(甲の契約解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき理由により本契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約締結若しくは委託業務の実施について、乙に不正行為があったと認められるとき。
- (3) 乙が、破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他これらに類する法的倒産手続について、取締役会等でその申立てを決議したとき又は第三者（乙の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (4) 乙が正当な理由なくして、本契約の各条項に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合、乙は、甲に対して委託金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額の2.5パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(不当介入に対する措置)

第14条 乙は、本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う特則)

第15条 甲は、翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、甲又は乙はこれによって受ける相手方の損害についていずれも責めを負わない。

(乙の契約解除権)

第16条 乙は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定により、甲が業務内容を変更したため、委託料の総額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第7条の規定により、業務の中止期間が委託期間の2分の1以上に達したとき。

(3) 甲が本契約に違反し、その違反によって乙が委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 前項の規定による契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該解除の時点で残存する委託料相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(違約金)

第17条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、第1条に定める委託期間内に委託業務が完了しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の履行上知り得た情報を機密情報として扱うとともに、いかなる理由があっても委託業務以外の目的に利用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り、次の各号の情報は機密情報としない。

(1) 既に公知の情報又は乙が知り得た後、乙の責任によらず公知となった情報

(2) 乙が権限を有する者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

(3) 機密情報を利用することなく、乙が独自に作成した情報

3 乙が、第1項の規定に違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

4 本条の規定は、本契約の期間満了後及び契約解除後もその効力を有する。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、委託業務をする上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する

法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）及び別記 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（代表者等の変更の通知）

第 20 条 甲又は乙は、その代表者又は住所を変更したときは、速やかに相手に通知しなければならない。

（支出関係書類の保存）

第 21 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 11 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

（補則）

第 22 条 本契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲（委託者） 氏名 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙（受託者） 住所
氏名